

手コ労務管理事務所通信

労災死亡者数、休業4日以上 の死傷者数ともに増加

厚生労働省が5月30日、令和3年の労働災害発生状況の取りまとめを公表しました。労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」という）（平成30年度～令和4年度）では、29年比で「死亡者数を15%以上」「死傷者数を5%以上」減少させることを目標にしています。

◆死亡者数4年ぶり増加、休業4日以上の死傷者数は平成10年以降で最多

令和3年1月から12月までの労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加となりました（前年比65人・8.1%増、平成29年比（以下「29年比」という）111人・11.3%減）。

休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という）は149,918人と平成10年以降で最多となりました（前年比18,762人・14.3%増、29年比29,458人・24.5%増）。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害での死亡者数は89人（前年比71人・394.4%増）、死傷者数は19,332人（前年比13,291人・220.0%増）と、前年に比べ大きく増加しました。

◆13次防の重点業種の平成29年比および対前年比

は、死亡者数は減少、死傷者数は増加

死亡者数は、平成30年から令和2年までの3年間では13次防の目標達成が可能なペースでの減少となっていたものが、一転して13次防の目標を達成できませんでした。13次防の重点業種では、建設業が288人（前年比30人・11.6%増、29年比35人・10.8%減）、製造業が137人（同1人・0.7%増、同23人・14.4%減）、林業が30人（同6人・16.7%減、同10人・25.0%減）となりました。

死傷者数においては、13次防の重点業種では、陸



上貨物運送事業が16,732人（前年比917人・5.8%増、29年比2,026人・13.8%増）、小売業が16,860人（同1,519人・9.9%増、同2,979人・21.5%増）、社会福祉施設が18,421人（同5,154人・38.8%増、同9,683人・110.8%増）、飲食店が5,095人（同142人・2.9%増、同374人7.9%増）と前年比で増加しました。

【厚生労働省「令和3年の労働災害発生状況を公表」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25944.html

厚生労働省「令和3年の労働組合活動等に関する実態調査」の概要

◆労働組合を取り巻く環境の変化と調査の概要

厚労省は、労働組合の組織および活動の実態等を明らかにするため、毎年調査を行い、その結果を公表しています。

今回は、令和3年6月30日現在の状況等について公表された内容（民営事業所における労働組合30人以上の労働組合で一定の方法により抽出した5,083労働組合のうち3,319労働組合の回答）のポイントを紹介いたします。

◆調査結果のポイント

【労使関係についての認識】

労使関係が「安定的」と認識している労働組合は92.9%で、前年よりも3%上がっている。企業規模が大きいほど、安定している認識が強い。

【労働組合員数の変化に関する状況】

3年前（平成30年6月）と比べると、「増加した」31.4%、「変わらない」25.8%、「減少した」42.7%と、減少傾向にある。業種別では、「減少した」と答えたのは「複合サービス業」が最も多く（65.3%）、次いで電気・ガス・熱供給・水道業も多い（64.0%）。

【正社員以外の労働者に関する状況】

正社員以外で「組合加入資格がある」のは、「パートタイム労働者」（37.3%）、「有期契約労働者」41.5%、「嘱託労働者」39.6%で、前年と比べてそれほど大きな変化は見られない。そもそも半数以上の事業所で、正社員以外には「組合加入資格がない」と回答している。

【労働組合活動の重点事項】

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項としては、「賃金・賞与・一時金」（90.8%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」（76.9%）、「組合員の雇用の維持」41.6%などとなっている。

また、今後重点をおく事項についても、同じ項目があげられている。

【労働組合費に関する状況】

1人平均月間組合費は、3,736円（平成30年調査3,707円）。企業規模が大きくなるほど組合費は高くなる傾向がある。1人平均月間組合費階級別にみると、「4,000円以上5,000円未満」（20.0%）が最も高かった。

【厚生労働省「令和3年労働組合活動等に関する実態調査の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/18-r03gaiyou06.pdf>

その目的は、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、求職者の運転者への就職を促進することです。

◆認証マークの種類

一つ星、二つ星、三ツ星の3種類があります。初回は一つ星に挑戦することができ、取得すれば次は二ツ星、最後に三ツ星といった順番で取得できます。三ツ星を獲得した事業者の方がより厳しい基準をクリアしていることとなりますので、自社の労働環境の良さを外部にアピールすることが可能です。

なお、9月16日から11月15日まで受け付けるのは一つ星の新規受付であり、2020年度に一つ星を取得した事業者の申請は12月に受付を開始します。

◆認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者

◆申請受付、審査、認証等の実施機関

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会

◆審査要件

法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について基本的な取組要件を満たすこと。

◆料金

審査料：5万円（税別）／1申請あたり
※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引

登録料：6万円（税別）／1申請あたり

【一般財団法人日本海事協会「自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」】

<https://www.untenshashokuba.jp/>

自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」新規受付が始まります

国土交通省は6月8日、自動車運送事業者による職場環境の改善努力を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」の新規受付を9月16日から11月15日まで受け付けると発表しました。

この制度は令和2年8月から国土交通省と厚生労働省の連携により始まったものです。正式名称を「運転者職場環境良好度認証制度」といい、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組の一環として創設されました。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは… チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185